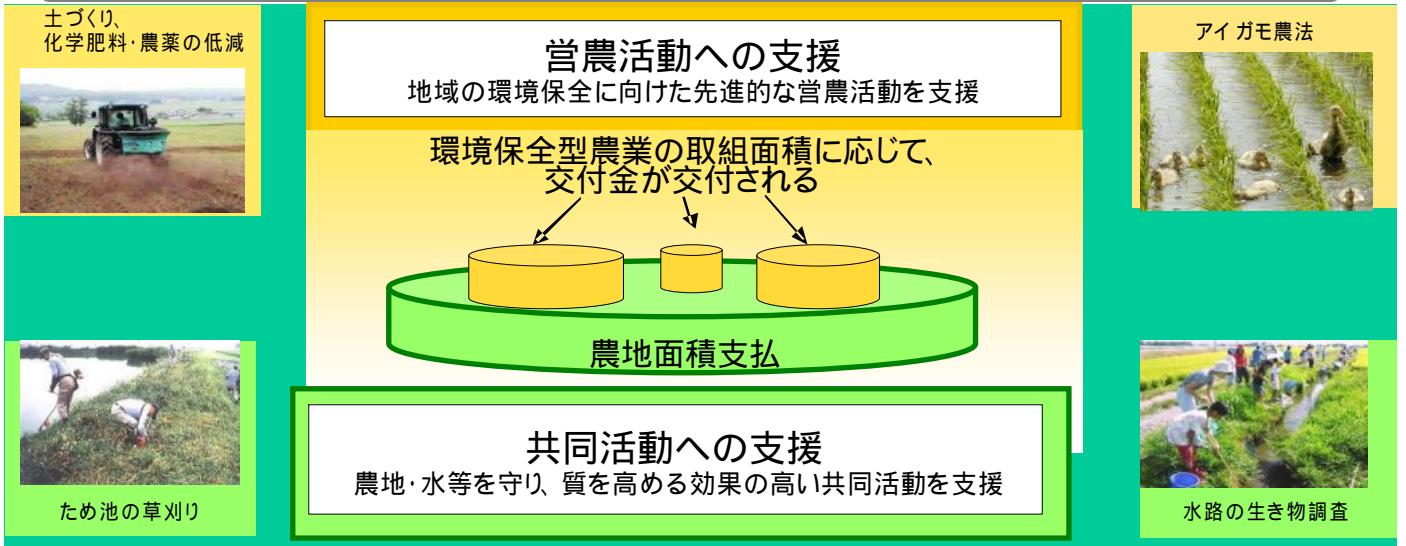


農地・水・環境保全向上対策の営農活動支援の概要

営農活動支援は、共同活動実施地区において、減農薬栽培等の環境保全型農業に取り組む場合、取組面積に応じた支援、及び検討会などの推進活動経費が交付されます。



営農活動支援の内容

営農活動支援を受けるための
4つの条件

- 共同活動支援を実施する集落であること
- その集落の生産者(販売農家)の内、8割以上の販売農家が、堆肥散布等の環境負荷低減活動に取り組むこと
 - 販売農家とは、経営耕地面積が30a以上又は農産物販売金額が50万円以上の農家です。
 - 環境負荷低減活動には、稲ワラ鋤込み、有機質肥料の施用、機械除草、フェロモン剤の利用などがあります。
- その集落の生産者が、まとまりを持って化学肥料・農薬の5割削減を行うこと
 - 【作物毎のまとまり要件】
作物毎にみて集落の生産者の概ね5割以上が取り組むこと
 - 【作物全体のまとまり要件】
作物全体でみて、集落の作付面積の2割以上かつ生産者の3割以上が取り組むこと
 - どちらかを選択
- 化学肥料・農薬の5割削減を行う生産者は、**エコファーマー**を取得すること



エコファーマーに関する
情報や申請方法は裏面
をご覧ください

①
④
を全て実施した場合

の取り組みに対して、1集落当たり20万円が交付されます。

交付金は、検討会や技術研修会、資料作成などの集落活動経費に充当

の取り組みに対して、取組面積に応じて交付金が交付されます。
【10a当たり単価:円】
 水稲:6,000
 麦・大豆:3,000
 いも・根菜類:6,000
 葉茎菜類:10,000
 果菜類・果実的野菜:18,000
 (施設)トマト・きゅうり・なす・ピーマン・いちご:40,000
 果樹・茶:12,000
 花き:10,000
 上記以外:3,000

交付金は、5割削減を行なう生産者への個人分配が可能です。
 なお、生産者の理解が得られれば集落活動経費に充当できます。

愛媛県の農業者の皆さん

エコファーマー になろう！！

エコファーマー 認定制度

(持続農業法に基づく認定制度)

「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」(持続農業法)に基づき、農林水産省令で定める技術を一体的に用い、化学肥料・農薬の削減(3割)を行う制度です。県知事が認定します。



農林水産省令で定める技術
(各技術欄から1つ以上の技術を用いて化学肥料・農薬の3割削減計画を作成します)

土づくり技術

堆肥等施用技術 緑肥作物利用技術



緑肥作物: レンゲ等

化学肥料低減技術

局所施用技術 肥効調節型肥料施用技術 有機質肥料施用技術

化学農薬低減技術

機械除草技術
除草用動物利用技術
生物農薬利用技術
対抗植物利用技術
マルチ栽培利用技術
被覆栽培技術
フェロモン剤利用技術
温湯種子消毒技術
抵抗性品種栽培・台木利用技術
熱利用土壌消毒技術
光利用技術



アイガモを利用した除草



天敵: オンシツヤコバチ等



ナシの網掛栽培等



対抗植物: ヘイオーツ、マリーゴールド等

認定手続き

エコファーマーを取得しようとする農業者は、各月の1日までに計画書を作成し、最寄りの地方局産業振興課に提出します。

提出された計画書には、地方局長の所見等が付され、審査会に諮られます。計画書の内容が適当であれば、知事がエコファーマーとして認定します。認定者には、産業振興課等を通じ、認定書を送付します。

計画書様式の入手や記入方法等は、最寄りの地方局産業振興課にお問い合わせ下さい。

～愛媛県のエコファーマーHP「<http://www.pref.ehime.jp/noukei/eco/eco1.htm>」～

*** 本パンフレットの問い合わせ先 ***

愛媛県松山市一番町4丁目4-2

農林水産部産業振興局農産園芸課環境農業係

TEL: 089 - 941 - 2111 (代表) (内線4045・4049)

TEL: 089 - 912 - 2555 (係直通)

FAX: 089 - 941 - 0526